

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県環境基本条例	公 布 日	平成7年3月15日
条 例 番 号	平成7年三重県条例第3号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	環境生活部環境生活総務課	電 話 番 号	059-224-2314
条例の概要	環境の保全について、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることによつて、施策を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定めたもの。	条例の類型	誘導型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	基本理念が「人」を中心に考えられており、「人と自然との共生」という視点が不足している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	三重県の環境施策の基本理念、基本方針等を定め、条例の形式を採って明確にするものであり、規則、要綱等で規定するものではない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	環境基本法において、都道府県はその基本理念にのっとり環境の保全に関し、国の施策に準じた施策を実施することを義務づけられており、県では同法に基づいて本条例を策定している。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である「環境保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めること」を各条文で規定しており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	三重県の環境施策の基本理念、基本方針等を定めるものであり、県民力ビジョン「環境を守る持続可能な社会」を実現するために必要である。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	環境の保全は、広く県民が享受するものであり、効果は一部の県民に限られていない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		はい	条例では、 <b>県、市町、事業者、県民の責務を規定しており、県以外の主体との協働による施策実現をめざしている。</b>	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特	記
		<p><b>平成7年の制定後の状況変化による見直しを行う必要がある。</b>  <b>現在検討中の地球温暖化対策推進条例(仮称)の制定に併せて、三重県生活環境の保全に関する条例とともに見直すものとする。</b></p>		事	項
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無